中教審「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」公表
パブリックコメント（意見公募手続き）受付は11月5日まで

大障教ニュース
大阪府立障害児学校教職員組合
ホームページ

中央教育審議会の教育課程部会は10月5日、「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下、「審議まとめ」）を公表しました。「審議まとめ」の「特別支援学校における改善の方向性」に関する大障教の問題意識の一部を掲載し、討議とパブリックコメントの提出を呼びかけます。

基本的考え方に関して

「審議まとめ」は、「特別支援学校においては、子供の数が増加しており、（略）特別支援学校の現場の状況を踏まえた実現可能性のある取組を進めていくことが必要である」と明記しています。

これは、支援学校における教室不足を容認する内容と受けとれます。特別支援学校設置基準に満たない学校が多数存在する状況において、「審議まとめ」が「現場の状況を踏まえた実現可能性のある取組」を論じることの妥当性が問われます。子どもの学びを保障するために、「教育条件整備は喫緊の重要課題であり、その改善ない限り、子どもたちの権利は危機にさらされ続ける」と明記すべきです。

また、「審議まとめ」は「『主体的・対話的で深い学び』の実装をすすめる趣旨を踏まえた対応が必要であり、段階別に目標・内容を示すことについて引き続き必要である」と明記し、「ある程度の『知・技』なしに思考・判断・表現することは難しい」と指摘しています。

特別支援学校学習指導要領の目標は、重度の知的障害児には難しい内容です。「感じる」ことや「状況を把握する」、「気持ちを表出する」ことなどが中心課題となる重度知的障害児の学習目標を教員が適切に立案することを後押しする学習指導要領に変更すべきです。

加えて、府教委と管理職が学習指導要領準拠を強く求め、「息苦しさが増し、働きにくくなった」と多くの教員が訴えています。この問題は、子どもの実態から創る教育が、学習指導要領から組み立てる教育に変更されていく時期と合致します。

「審議まとめ」は、学習指導要領の押しつけではなく、教員を励ます運用について言及すべきです。

情報活用能力の抜本的強化に向けた方策に関して

「審議まとめ」は、「中学部では、『職業・家庭』を『職業』と『家庭』の二つの教科に分離」と明記しています。

府立支援学校では、「職業」「家庭」を分離してもそれに見合う特別教室が十分に整備されていません。また、「職業」「家庭」を指導する教員免許保有者が配置されていない実態もあります。中教審は、専科教員の適切な配置、特別教室の整備に言及すべきです。

目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化に関して

「審議まとめ」は、「『職業』について、職業人として必要な知識や技能及び態度を身に付けるという、その本質的意義は引き続き重視」と明記し、「『人生100年時代』の到来に伴う就業期間の長期化とも相まって、教育―雇用―引退という単線型の人生モデルから、転職やリスキリング・副業などを含む、マルチステージの人生モデルへの転換が進むことが想定される」と指摘しています。

知的障害のある生徒は、時間をかけて学ぶ必要があることは誰もが納得できる事柄です。しかし、高等部以降の教育保障がされず、高等部段階で「職業人」としての知識・技能・態度の習得が求められています。障害のない生徒の多くは普通教育を履修し、自分探しを模索している時期です。

「マルチステージの人生モデル」の主張もあり、青年期の学びを豊かにするためにも、知的障害のある生徒の高等部卒業後の教育保障の具体化に言及し、条件整備を進めるべきです。

「審議まとめ」への意見を提出しよう！

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関するパブリックコメント入力フォーム

総則等の構成・記載の在り方について

「審議まとめ」は、「調整授業時数制度や高等部の単位制度の柔軟化等も同様に取り入れていくべき」と明記しています。

これは、子どもの多様性を踏まえ、柔軟な教育課程の編成・実施を可能とすることが目的とされています。すでに、支援学校は多様な子どもを包摂して学習を組織しています。そのため、授業研究や教材研究・準備が重要です。しかし、現場の教員は「長時間・過密」労働と学習指導要領準拠とそれを具体化する「シラバス」作成・実践等で疲弊しきっています。加えて、支援学校の教育課程は、教員の時間外勤務を前提として編成されており、これを抜本的に改善する必要があります。児童生徒の在校時間短縮が見込めない状況において、改善の具体策は教員の「空き時間」（授業に入らない時間）を抜本的に増やすことです。子どもの多様性を踏まえた教育実践に必要なことは、「調整授業時数制度」ではなく、抜本的な教員増であり「審議まとめ」はそれに言及すべきです。

学習・指導・評価の改善充実の在り方について

「審議まとめ」は、「デジタル学習基盤の活用は障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るためのツールとともに、学習者主体の学びを進めるためのツールであるという視点が重要」「障害のある子供たちにとって授業内容の理解全般を助けるものである」と明記しています。

デジタルツールの活用は必要ですが、教育行政や管理職はそれを強調し、各教員に対してデジタルツールを使用した授業ができるかのチェックが進められる状況にあります。しかし、特別支援学校における授業実践では、実際に触れる事の出来る具体物を使用したアナログ教材の長所と有効性は健在です。中教審は「デジタル」の強調だけではなく、その事実にも目を向けてまとめを行うべきです。

※裏面に「審議まとめ」より『特別支援学校における改善の方向性』を掲載

大阪府立障害児学校教職員組合　大阪市天王寺区東高津町7-11　府教育会館704号　TEL 06-6765-8904　FAX 06-6765-8905

特別支援教育

3. 特別支援学校における改善の方向性

（1）知的障害者である子供たちに対する教育課程の改善

【①基本的考え方】

- 特別支援学校においては、特に知的障害者である子供の数が増加しており、深い学びを確かなものとするとともに、特別支援学校の現場の状況を踏まえた実現可能性のある取組を進めていくことが必要である。
- 知的障害者である子供たちに対する各教科においては、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視しつつ、発達の段階や知的障害の学習上の特性や、「主体的・対話的で深い学び」の実装を進める趣旨を踏まえた対応が必要であり、段階別に目標・内容を示すことについて引き続き必要である。

【②情報活用能力の抜本的強化に向けた方策】 特支14参照

- 知的障害者である子供たちに対する情報活用能力の取扱いとして、
 - 小学部では、授業時数や指導内容の具体が示されていない
 - 中学部では、指導内容が機器の活用にとどまっていること
 - 小学部から高等部までの指導の体系が明確になっていないこと

 等の状況がある。
- そのため、学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえつつ、情報活用能力について適切に取り扱うこととする。その際、
 - 小学部では、「生活」において情報機器の活用を取り入れるなど、「生活」を中心として他の各教科等においても適切に取り扱うこと
 - 中学部では、職業分野での情報活用能力育成を明確にするため、現在の「職業・家庭」を「職業」と「家庭」の二つの教科に分離。「職業」において、中・高等部を通じて「情報機器・情報技術の活用（仮称）」を設定。中学部では、小学校中学年段階の内容を参考に情報技術の適切な取扱い及び特性の理解に関する内容を充実し、高等部では、小学校高学年段階の内容の充実を踏まえ見直すこと

 が必要である。

【③目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化】 特支1、2、3、4、5参照

- 特別支援学校独自の教科である小学部「生活」と中学部・高等部「職業」について、目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化の方向性を検討。
- 「生活」については、
 - 多様な生活体験を積み重ね、生活に必要な基本的な知識や技能及び態度を着実に身に付けていくという学びの本質的意義や特質は、引き続き重視していくべきものであり、従来の目標及び見方・考え方の在り方をもとに、目標及び見方・考え方を整理することが妥当
 - 資質・能力の構造化においては、「知識及び技能に関する統合的な理解」と「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」をまとめて示すことにより、「生活」の本質的意義を踏まえた深い学びの実現に向けた単元づくりに資することになると考えられる。
 - その際、「統合的な理解・総合的な発揮」を３段階を通して示すことにより、継続的・長期的、かつ、らせん状に深まるという知的障害のある児童生徒の学びの特性を踏まえた指導が促されることが期待。また、複数の内容をまとめた「領域」ごとに示すことで、学びの深まりが捉えやすくなることにも期待
- 「職業」については、
 - 社会人や職業人として必要な知識や技能及び態度を身に付けるという、その本質的意義は引き続き重視。従来の目標及び見方・考え方の在り方をもとにしつつ、小・中・高等学校の情報活用能力の抜本的強化の方向性も踏まえ、目標及び見方・考え方を整理することが妥当。
 - 資質・能力の構造化においては、内容の系統性や情報活用能力の抜本的向上も踏まえ、各領域ごとに「統合的な理解・総合的な発揮」を示すことが妥当。また、中・高等部の６年間を通して「統合的な理解・総合的な発揮」を示すことで、知的障害のある生徒の学びの特性を踏まえた一貫した指導の促進を期待。
- その他の教科等は、知的障害の特性等を十分に踏まえ、児童生徒の生活年齢を基盤とし、知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しつつ、小・中・高等学校等の方向性を踏まえた見直しに取り組むことが必要。

特別支援教育

（2）自立活動の充実に向けた方策

【①自立活動の位置付け】 特支15参照

- 自立活動は特別支援学校の教育の核となるものであり、「社会モデル」の考え方も踏まえた上で、特別支援学校の教育課程における自立活動の意義や位置付けをより明確にするため、以下の考え方を示すことが必要。
 - 自立活動は、心身の調和的発達の基盤を培うものであり、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること
 - 特別支援学校の教育活動全体を通じて、自立活動の視点をもって取り組む必要があること
 - 自立活動の時間における指導を教科等の指導に生かすために、カリキュラム・マネジメントの中で、自立活動と各教科等を関連付けていくこと
- 自立活動の指導と各教科等との密接な関連を図るためにも、障害による学習上又は生活上で生じる困難さと、自立活動の指導との関連を図ることの例示を示すことも必要である。
- 各教科等を合わせた指導で行っている場合においても、教育の内容と指導の形態とを混同しないよう、自立活動を含む各教科等それぞれの授業時数の計上によって総授業時数とすることを明確化することが必要である。

【②子供主体の視点に立った自立活動の更なる展開】

- 保護者等と適切に連携・情報共有しつつ、子供主体の視点に立った自立活動を全ての学部段階を通じて積み重ねていくことが必要である。
- そのため、指導すべき課題の整理において、６区分の観点から捉えた子供の実態と子供自身が捉えている困難さも考慮するよう示すことや、実態把握において、個人因子のみならず、「社会モデル」の考え方を踏まえた環境因子から把握することの重要性について、解説で示すことが考えられる。
- また、より一層、子供自身の自己選択・自己決定に資する指導内容を促す観点から、個々の児童生徒が自己の意思を表明することができるような指導内容を取り上げることなどを新たに盛り込むことが必要である。

【③自立活動の内容等の示し方】

- 自立活動に示す内容は、各教科と同様に全てを取り扱うといった誤解や、区分・項目が指導内容のまとまりを想起させてしまうといった混乱を避けるため、自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にした上で指導目標を設定し、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定する旨を分かりやすく示す必要がある。
- その際、指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすい示し方の観点、また、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化の検討の方向性も踏まえ、自立活動の内容について表形式化に取り組むことが必要である。
- 表形式化に際しては、各区分の概括的な意味内容を表す「区分の観点」や各項目ごとに「項目の趣旨」を記載することが必要。
- 「１　健康の保持　(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。」について、「養護」という言葉は受け身的な意味合いがあり、より主体的な取組を促す観点から、「対応」に言葉を変更することも考えられる。
- 障害が重度で重複している子供や医療的ケアを必要とする子供に対する指導内容例や留意点等について、解説等の記載を充実することも必要である。

【④実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方】

- 「流れ図」について、現状では、指導目標から項目の選定に至る手続きの拠り所となる考え方が明確に示されていないことから、指導目標から指導目標の達成に必要な項目の選定する際の手続きを明示し、項目同士を関連付けた指導内容やふさわしい指導方法の検討につながる示し方となるよう、改善を図ることが必要である。
- 自立活動に関する個別の指導計画については、作成の煩雑さや負担感の解消を図る観点から、子供たちの実態等に関する記載は、他の諸計画等で把握した内容を参考にして記載するなどして、業務の重複が生じることがないよう、留意点を解説等に示すことが必要である。

特別支援教育

（3）総則等の構成・記載の在り方

- 現行の特別支援学校学習指導要領は、幼・小・中・高等学校の構成・内容に準じながら、特別支援学校において必要となる事項や内容を記載。例えば、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや、知的障害教育における各教科等を合わせた指導等を規定している。
- 今回の改訂においても、幼・小・中・高等学校における見直しの方向性については、特別支援学校においても同様に取り入れていくべき（調整授業時数制度や高等部の単位制度の柔軟化等も同様に取り入れていくべき）。
- その上で、総則の構成や記載の在り方については、特別支援学校の教育課程の考え方や編成・実施についてより的確に、かつ分かりやすく示すよう、改善を加えていくべき。その際、以下の点などについて留意することが必要。
 - 特別支援学校の教育課程全体を通じて、国の障害者施策の方向性も踏まえ、自立と社会参加を目指していくという理念を明らかにすること
 - 知的障害教育における各教科等を合わせた指導については、指導の形態の一つであることを踏まえ、「第２章　各教科」以降に記載すること
 - 各教科等の指導に当たっては、基礎的・基本的な事項のみならず、障害の状態や卒業後の進路が様々であることを踏まえた示し方とすること
 - 不登校児童生徒への支援に関する記載を示すこと
 - 重複障害者等に関する教育課程の取扱いについては、対象をより的確に表す項目名に見直すことや、高等部における目標・内容の柔軟な取扱い、小・中・高の目標・内容をより柔軟に取り入れるなど、子供たちの多様な実態に応じた教育課程の編成を促進するための見直しを行うこと

（4）障害種ごとの「配慮事項」

- 今回、以下の点について、教育活動全般を通じて留意すべき基本的な考え方として、障害種共通的に総則において示すことが考えられる。
 - デジタル学習基盤の活用を前提として、障害の状態等を考慮した活用に当たっての配慮すべき事項
 - 自立活動の時間と各教科等との指導の関連に係る配慮すべき事項
- 一方、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である子供たちに係る事項として、障害の状態等を踏まえつつ、各教科等の指導内容に係る適切な設定に関する事項を規定。障害種固有の概念の形成や認知の特性、意思疎通に関する事項を規定し、規定順についても整理が必要である。
- 各学校においては、これらの配慮事項に加え、本人・保護者の意向を踏まえ必要がある場合には、建設的対話による合意形成を通じて、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供に取り組むことが必要であり、配慮事項と合理的配慮の関係について、解説等でわかりやすく整理することが必要である。

（5）学習・指導・評価の改善充実の在り方

- 特別支援学校の教育活動において「主体的・対話的で深い学び」の実装を図ることは、次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方であり、障害のある子供たちの深い学びを確かなものとするためにも、幼・小・中・高等学校における見直しの方向性を踏まえた学習・指導・評価の対応について、特別支援学校においても行うことが必要である。
- その中でも、障害のある子供たちにとって、デジタル学習基盤の活用は障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るためのツールとともに、学習者主体の学びを進めるためのツールであるという視点が重要であり、情報保障の観点のみならず、障害のある子供たちにとって授業内容の理解全般を助けるものである。そのため、改訂に当たっては、デジタル学習基盤を前提とし、その一層の活用を推進することが必要。導入にとどまらず、主体的な学びに寄与するものとなるよう、国においては、改訂を待たずに、効果的な活用事例について、広く周知することが重要である。
- また、知的障害者である子供たちに対する教育課程における学習評価については、小・中・高等学校の各教科等の考え方を踏まえた学習評価とし、指導と評価の一体化の一層の推進を図ることが必要である。
- 学校規模の縮小が見られる障害種においては、遠隔合同授業の積極的な活用や、少人数ならではの状況を踏まえた地域資源の積極的な活用を図ることも重要である。

特別支援教育

（6）高等部の充実

- 特別支援学校高等部においては、産業構造や社会システムの変化、デジタル技術の飛躍的な進展の中、特色ある取組を積極的に進める学校がある一方で、社会情勢の変化を踏まえた取組が十分ではなく、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現に課題がある学校も見受けられる。これからの高等部においては、卒業後の姿を見据えつつ、生徒の意思決定に資する教育活動を展開することが期待される（※1）。

（※1）こうした学校では、小学校段階から積み上げることが期待される。

- そのため、特別支援学校高等部の役割を明確にし、障害の状態等を踏まえつつ、特色・魅力ある教育活動の展開を図るため、高等学校で策定されているスクール・ポリシーのうち、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」を取り入れることや、「普通教育を主とする学科」として、「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」の設置を可能とすることが考えられる。
- また、障害のある生徒の自立と社会参画に向けて、教育課程全体を通じてキャリア教育を行っていくことや、地域の工業・商業をはじめとする企業や産業界、農業などの関係団体、高等教育機関、福祉や労働等の関係機関、地域の社会教育、スポーツ、文化芸術等の関係団体など、多様な関係者との連携・協働の更なる推進を図ることも重要である。その際、コミュニティ・スクールを活用するなどして地域社会との連携・協働を深めることも重要である。高等部における職業教育においては、地域社会や企業・事業者と連携した実践的な取組をこれまで以上に重視することが必要である。
- とりわけ、専門学科については、産業教育の見直しの方向性を踏まえた内容の見直しを行うとともに、社会の変化に柔軟に対応し、学校現場の裁量による創意工夫を後押ししていくため、視覚障害教育、聴覚障害教育の専門教科の科目の内容は、高等学校学習指導要領では対応できず、一定の学校数・生徒数があり全国的な教育課程の基準を示すことが必要と考えられる保健理療、理療、理学療法、理容・美容において示し、その他の専門教科については、設置者・学校現場の裁量に委ねることが必要である。

（7）交流及び共同学習 特支16参照

- 特別支援学校においては、交流及び共同学習について、学校間交流の実施状況に課題が見られることや、近隣の学校と連携体制を構築している学校も一部にとどまるなどの状況がある。
- そのため、都道府県教委等が主導して、市区町村教委と連携しながら、学校間の連携・交流体制の構築を各地域で図ることが期待される。その際、特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する学校モデルの構築に取り組むなどの計画的・継続的な交流及び共同学習の実現に向け、国において、各地域における取組の深化に向けた更なる施策を進めることや、都道府県教委等においても、先導的な施策に取り組むことが期待される。
- 特別支援学校と小・中・高等学校の間で、異なる目標・内容の下での教科等における交流及び共同学習に取り組むためには、双方の学校間での丁寧な調整に取り組むことが不可欠である。これらの交流及び共同学習を円滑に進めるためのポイント等を国において整理して示すことも必要である。

（8）特別支援学校のセンター的機能の充実

- 特別支援学校によるセンター的機能の更なる促進を図るために、
 - センター的機能を活用して考えられる取組について、具体的な活用場面に即した記載などを、小・中・高等学校の解説等で示すこと
 - 各学校の強み・専門性を活かしつつ、特別支援学校にアウトリーチ的な取組も期待されることや、小・中・高等学校において体制整備が課題となる弱視や難聴などの子供が在籍している場合には、特別支援学校による確実な支援体制の構築が期待されている旨を特別支援学校の解説等で示すこと
 - 障害のある乳幼児に対して、障害の早期発見と早期支援を進めていくことが重要であることを踏まえ、特別支援学校の解説において、幼児教育相談の充実についても示すこと

 等の対応が必要である。